

## お知らせ 日南町避難所改修整備事業について

町では、各まち（むら）づくり協議会、自治会、集落等が管理する集会所・公民館・公会堂で避難所として位置付けている、もしくは整備を行い避難所として位置付けようとしている施設を整備・改修するための費用の一部を補助します。申請には補助金交付要望書等を提出していただく必要がありますので、詳しくは下記連絡先にお問い合わせください。補助金交付の有無は6月中旬ごろにお知らせいたします。

☎

| 助成の対象      | 補助率   | 交付限度額   |
|------------|-------|---------|
| 集会所等の建替・新築 | 2/3以内 | 1,000万円 |
| 集会所等の改修    | 2/3以内 | 300万円   |

申請期限：5月29日（金）まで

☎ 役場総務課 TEL 82-1111

## お知らせ 鳥取県調理試験について

☎ 10月10日（土） 13時30分～15時30分まで

☎ 米子会場 鳥取県西部総合事務所 講堂(米子市靴町1丁目160)

○書類提出期間：5月11日（月）～6月5日（金）まで

○書類提出場所

公益財団法人調理技術技能センターへ簡易書留で郵送調理師試験準備講習会について

調理師試験実施に伴い、調理師試験準備講習会が開催されます。

☎ 8月18日（火）13時～16時

8月19日（水）9時～16時

8月20日（木）9時～16時

☎ 米子コンベンションセンター（3階）第2会議室  
米子市末広町294 TEL 35-8111

○受講願書の受付：5月11日（月）～6月5日（金）までの期間（土曜日、日曜日は除く）に米子食品衛生協会事務局（西部総合事務所3階）に提出してください。受講願書は米子食品衛生協会にあります。受講希望者は受講料を持参し、手続きをしてください。

○受講料：食品衛生協会会員13,000円  
食品衛生協会非会員19,000円

☎ 西部総合事務所生活環境局 TEL 0859-31-9321

## 募集 職業訓練の受講生募集

ハローワークでは、求職者支援訓練の受講生を募集しています。

○訓練科：短期パソコン基礎科

○訓練概要：職業能力の基礎となるコミュニケーション力やビジネスマナー、ワープロ・表計算ソフトの使用方法等に関する知識・技能の習得。

○訓練期間：6月29日（月）～8月28日（金）

○訓練場所：米子情報処理センター（境港市松ヶ枝町・駐車場有）

○募集人員：12名

○応募期間（期限）：5月11日（月）～6月17日（水）正午

○応募資格：就職を希望される方

○受講料：無料（ただし、テキスト代等の実費は自己負担）

○参考：雇用保険受給者以外の方は、一定の条件を満たせば職業訓練受講給付金を受給しながら受講できます。詳しくはハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。

☎・☎ ハローワーク根雨 TEL 72-0065

## ご案内 人材育成奨学金

町では人材確保を目的とした奨学生を募集しています。

○対象 象 大学・短期大学・高等専門学校（後期の2年）・専門学校等に在学の方

○貸与額 年額40万円

○償還 学校卒業後10年以内に全額償還（無利子）

○返還免除 学校終了後、貸与年数の2倍の年数、日南町内に居住し就職していること（H27年貸与分から対象）

○締切日 5月19日（火）

☎ 教育委員会 TEL82-1118

## お知らせ 日南町活力ある文化団体等支援助成事業

日南町では、文化芸術・スポーツ等社会教育活動を応援するために助成金を交付します。

○対象となる活動：令和2度中に計画、実施される次の活動

・文学、芸術、スポーツなどの分野で町民が活動する事業

・歴史、史料の発掘、研究、研修等町民が行う事業

・その他地域の社会教育活性化に資すると判断される事業など

○助成金の上限：50,000円

○申込期限：6月3日（水）

※追加募集の予定はありません。

☎・☎ 教育委員会 社会教育室 TEL 82-1118

## お知らせ 5月12日は 民生委員・児童委員の日です

民生委員・児童委員は「広げよう 地域に根ざした思いやり」をキャッチフレーズに皆様の一番身近な福祉相談窓口として地域で活動しています。私たちには守秘義務がありますので、地域住民の立場に立って秘密を守り、福祉行政や福祉団体と連携しながら、問題解決のお手伝いをします。日南町では29名の民生児童委員、2名の主任児童委員が活動しています。

☎ 民生児童委員協議会 事務局 TEL 82-0374

## お知らせ 「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のご案内（第十一回特別弔慰金）

戦没者等のご遺族の皆さまへ  
特別弔慰金の趣旨：今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給する手続きを行っています。

☎ 令和2年4月1日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者の妻や父母）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容：額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期間：令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（この期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。）

☎・☎ 役場福祉保健課 TEL 82-0374